

（あて先） 三鷹市長

土地所有者 住 所
氏 名
電話番号建築主 住 所
氏 名
電話番号申請代理人 住 所
氏 名
電話番号

道路整備計画書

建築基準法に基づき後退する道路部分については、年 月 日付 第 号狭あい道路拡幅整備協議通知書の内容により、建築工事完了時までには自費をもって道路整備を行います。ただし、三鷹市建築基準法施行細則第48条（建築面積の敷地面積に対する割合の緩和）の適用を受ける場合には、建築確認申請時までには、自費をもって道路整備を行います。なお、道路整備完了後は「狭あい道路後退整備完了報告書」を提出し、後退用地等は道路として適切な管理を行います。

記

1 後退部分の表示

三鷹市 丁目 番 (の一部)

2 後退部分の整備方法

整備方法については、三鷹市道路整備等に関する取扱要綱第13条第2項の規定により、次のとおり整備を自費で行います。

(1) 撤去する既存の門・塀等（対象を「○」、対象外を「－」で明示、実測図に明記）

所有関係	CB塀	万年塀	門	その他
申請者所有				
関係者共有 ※				
その他 ()				

※ 建築工事完了時までには、撤去の具体的方法について関係者と協議し対応します。

(2) 舗装方法

種類	アスファルト舗装	コンクリート舗装	その他（具体的に記入）
○：適用			

(3) 道路境界表示

種類	L形	縁石	目地材	その他（具体的に記入）
○：適用				

※提出部数、添付図書等は裏面

※提出先 : 建築指導課 審査係

3 **提出部数** 2部（正副各1部）

4 添付書類

後退用地平面図（撤去する門・塀、後退部分の整備方法等を明記したもの）

5 確認事項

- （1） 後退線は建築するための暫定線であり、別途道路の位置が確定した場合には、それに従います。
- （2） 整備後の維持・管理は建築主（土地所有者又は借地権者）等が自ら行います。
- （3） 所有権又は借地権等の権利移転がある場合は、本件内容を継承します。
- （4） 整備した後退部分には、門・塀等の設置及び樹木の植栽、花壇等の障害物を置く行為は行いません。
- （5） 本計画書の内容は建築確認の申請者に継承し、建築確認申請に反映します。
- （6） 土地使用者（借地権者・建築主）は、三鷹市に提出した本計画書の副本を保管します。